

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係例規の改正について（通知）

下記の給与関係例規の改正について通知します。

記

1 人事委員会通知

- (1) 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

2 教育委員会通知

- (1) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について
(2) 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における事実婚の取扱いについて
(3) オフピーク定期券の取扱いについて

3 その他

- (1) 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額}^{\ast 1} + \text{給料月額}^{\ast 1} \times 8.3 / 100) \times 12 \text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75^{\ast 2} [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^{\ast 3} \times 7.75^{\ast 2} [\text{時間}])}$$

※1 給料表に掲げる額に1.01571を乗じた額（1円未満切り捨て）

※2 定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員含む）・任期付短時間勤務職員については、

38.75時間 → 週当たり勤務時間、

7.75時間 → 週当たり勤務時間 ÷ 5

となります。

※3 令和5年度は、17日(131.75時間)となります。（令和4年度：139.5時間）

- (2) 令和5年度における交通用具使用者（併用者を含む。）に係る通勤手当の月額算定方法について

2,000円 + (認定距離 [km・端数切捨] - 2km) × 加算額※

※ 令和5年度は、710円となります。（令和4年度：630円）

担当 給与制度・退職手当担当
電話 048-830-6667

<規則等の概要>

1 人事委員会通知

(1) 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた者等について、それぞれ勤勉手当の成績率から減じる率を改めるもの。

2 教育委員会通知

(1) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について

「扶養手当認定事務の取扱いについて」（昭和61年6月25日教高第534号）の一部を改めるもの。

(2) 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における事実婚の取扱いについて

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」（令和4年埼玉県条例第33号）の趣旨等を踏まえ、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当における事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについて改めるもの。

(3) オフピーク定期券の取扱いについて

オフピーク定期券の取扱いについて定めるもの。